

中心市街地活性化対策プロジェクトチームについて

1. 中心市街地活性化対策プロジェクトチームの設置 ... [資料p 2 参照]

○目的及び設置（第1条関係）

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する事業構想及び計画に係る提案を行うことを目的に会津若松市中心市街地活性化対策プロジェクトチーム（PJ）を設置する。

○所掌事務（第2条関係）

（1）コンパクトシティづくりに関する事項の調査研究

- ・都市づくりの理念、都市運営コストの検討、既存資源の抽出と利活用対策

（2）中心市街地の活性化に関する事項の事業構想及び計画への提案

- ・市街地の整備改善事業（公共施設整備等）
- ・都市福利施設整備事業
- ・住宅供給及び居住環境向上のための事業
- ・商業活性化事業（中小小売商業高度化事業等）
- ・公共交通機関の利用者の利便増進事業 など

2. 中心市街地活性化基本計画策定への取り組み ... [資料p 1 参照]

┌────────── (従前の法による取り組み)

計画内容 ・中心市街地活性化基本計画の策定（H11年3月届出）

の見直し ・中小商業高度化事業構想（H11年5月認定）

と再構築 ・中小商業高度化事業計画（H12年3月認定）テナントミックス事業等



【新たな基本計画策定への提案】

（主な視点）

○商業＋住宅＋教育＋医療・福祉などの複合用途への取り組み

- ・昼間人口だけでなく、夜間人口の呼び戻し
- ・少子高齢社会への対応 など

○歩行者優先の発想

- ・歩行者の流れを計画的に誘導しての賑わいづくりの創出
- ・公共交通機関が移動をサポートする街の構造 など

○郊外に対抗した視点ではなく、個店・サービスの集積への取り組み

○民間の事業プレーヤーの創出と参入しやすいインセンティブの提供方法

- ・中心市街地活性化協議会による開発提案
- ・開発資金の調達や負担ルールの明確化 など

【参考】

○プロジェクトチーム辞令交付式...H19年8月29日（水）16:15～（市長室）

○プロジェクトチームとの協議（市長・副市長・PJ）...辞令交付終了後（副市長室）